



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1191	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	1
1192	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(").....	1
1193	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効	(薬務課).....	2
1194	学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(果樹園芸課).....	2
1195	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	4
1196	保安林の指定施業要件の変更	(").....	4
1197	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	5
1198	県有財産(土地)の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(道路建設課).....	5
1199	和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更認可	(").....	7
1200	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
1201	"	(").....	7
1202	"	(").....	7
1203	海岸保全区域の指定	(港湾空港振興課).....	8
1204	昭和38年和歌山県告示第323号(海岸保全区域の指定)の一部改正	(").....	9
1205	和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(総務事務集中課).....	10

○ 公告

	労働者委員の候補者の推薦	(労働政策課).....	12
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	13
	"	(").....	13
	入札公告	(総務事務集中課).....	13

告 示

和歌山県告示第1191号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
川堀真一	耳鼻咽喉科	医療法人川堀耳鼻咽喉科	新宮市緑ヶ丘二丁目2番56号	平成 29.8.31

和歌山県告示第1192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400391	ケアセンターおたっしや倶楽部海南事業所	海南市藤白169	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	和歌山高齢者生活協同組合	和歌山市中之島782	平成29.10.4

和歌山県告示第1193号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失ったので告示する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 1-（5-フルオロペンチル）-N-フェニル-1H-インドール-3-カルボキサミド及びその塩類（通称名LTI-701）
- (2) 化学名 2-（2-フルオロフェニル）-2-（メチルアミノ）シクロヘキサン-1-オン及びその塩類（通称名2-Fluorodeschloroketamine、2-FDCK）
- (3) 化学名 3-エチル-2-（3-フルオロフェニル）モルフォリン及びその塩類（通称名3F-Phenetrazine、3-FPE）

2 失効理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成29年9月8日

和歌山県告示第1194号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達年度
平成29年度
- (2) 調達案件名
学校給食用和歌山県産温州みかん
- (3) 調達物品の特質等
仕様書による。
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所

仕様書による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成29年9月15日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。
- (6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 和歌山県内に本店を有する者であること。
- (9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあつては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。
- (10) 申請時の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあつては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書

ウ 業務概要調書

エ 業務実績調書

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

キ 個人にあつては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票

ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の（9）に掲げる事業実績を証する書類の写し

シ 使用印鑑届

- (2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまでに掲げる申請書類に代えることができる。

- (3) （1）のア、ウからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成29年9月15日（金）から同月25日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休

日」という。)を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年9月22日（金）午後5時までに和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年9月15日（金）から同月25日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903

ファクシミリ番号 073-441-2909

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を平成29年10月10日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1195号

平成29年和歌山県告示第1059号（以下「告示第1059号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

森育夫

西林松次郎

沼田アサエ

新ゆり

沼田治

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1059号のとおり

和歌山県告示第1196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1197号

平成29年和歌山県告示第1061号（以下「告示第1061号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

谷口佐代子
白倉節夫
寺田智昭
寺田隆尚
藪鶴子
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1061号のとおり

和歌山県告示第1198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札により売り払う物件

物件番号	物件名称及び所在	地番等	地目等	地積	予定価格	入札保証金
1	旧県道和歌山橋本線用地 伊都郡かつらぎ町大字東渋田字北井田	34番11	雑種地	32.79㎡	物件1と2の 合計	入札価格の5% 以上の金額
2	旧県道和歌山橋本線用地 伊都郡かつらぎ町大字東渋田字北井田	34番12	宅地	21.32㎡		

備考 予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成29年9月15日（金）現在において、次に掲げる要

件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者及び経営に実質的に関係していない者であること。
- (4) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 個人にあつては住民票、法人にあつては登記事項証明書（いずれも提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ウ 法人にあつては役員等一覧（役員及び総株主の議決権の100分の5以上を有し、又は出資総額の100分の5以上を出資している者のそれぞれの氏名、生年月日及び住所を記載したものをいう。）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 使用印鑑届

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

- (2) (1) のア、オ及びカに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は平成29年9月15日（金）から同月26日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時45分までの間、5の（1）及び（2）に掲げる場所で配布する。また、5の（3）に掲げる和歌山県ホームページからダウンロードすることができる。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある場合は、平成29年9月15日（金）から同月26日（火）午後5時45分までの間に和歌山県県土整備部道路局道路建設課（以下「道路建設課」という。）又は伊都振興局建設部用地課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の（1）に掲げる申請書類は、平成29年9月15日（金）から同月26日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に、持参により5の（1）又は（2）に掲げる場所に提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所等

(1) 道路建設課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 県庁南別館9階

電話番号 073-441-3090

ファクシミリ番号 073-441-3091

(2) 伊都振興局建設部用地課

橋本市市脇四丁目5番8号

電話番号 0736-34-1700

ファクシミリ番号 0736-33-4928

(3) 伊都振興局ホームページ (<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130300/nyusatsu.html>)

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成29年10月5日（木）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、道路建設課又は伊都振興局建設部用地課に対してその理由について、説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は平成29年10月13日（金）午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5の(1)又は(2)に掲げる場所に提出するものとする。
- (4)説明に対する回答については、平成29年10月19日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第1199号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成29年8月30日付け国近整計管和都業第1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

和歌山都市計画道路事業3・2・6号南港山東線

2 施行者の名称 和歌山県

3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地

4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1200号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3400	岩出市西国分字松ノ上67番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 29.9.4	6.00	28.27

和歌山県告示第1201号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3387	岩出市安上字笛田231番4の一部、233番4の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 29.9.5	4.00 ∧ 6.00	71.79

和歌山県告示第1202号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3394	岩出市金池字荒神220番5の一部、220番12、221番2、243番の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 29.9.5	6.00	55.03

和歌山県告示第1203号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 海岸の名称

和歌山県紀州灘沿岸芳養漁港海岸松原・井原地区

2 指定場所

和歌山県田辺市芳養松原・芳養町井原地先

3 基点の表示

- 基点1 北緯33度44分43秒3209 東経135度20分43秒9612の地点
 基点2 北緯33度44分44秒4268 東経135度20分45秒1066の地点
 基点3 北緯33度44分45秒4361 東経135度20分45秒2443の地点
 基点4 北緯33度44分46秒0543 東経135度20分45秒1124の地点
 基点5 北緯33度44分46秒0278 東経135度20分45秒1773の地点
 基点6 北緯33度44分47秒3597 東経135度20分46秒2409の地点
 基点7 北緯33度44分47秒9219 東経135度20分46秒1066の地点
 基点8 北緯33度44分49秒1026 東経135度20分48秒9355の地点
 基点9 北緯33度44分49秒6800 東経135度20分50秒3530の地点
 基点10 北緯33度44分50秒3803 東経135度20分52秒5463の地点
 基点11 北緯33度44分50秒7798 東経135度20分54秒2972の地点
 基点12 北緯33度44分51秒4434 東経135度20分57秒7141の地点
 基点13 北緯33度44分52秒0263 東経135度20分59秒9980の地点
 基点14 北緯33度44分54秒5281 東経135度21分00秒5381の地点
 基点15 北緯33度44分55秒4936 東経135度21分02秒5297の地点
 基点16 北緯33度44分54秒2360 東経135度21分03秒5763の地点
 基点17 北緯33度44分52秒2482 東経135度21分04秒7952の地点
 基点18 北緯33度44分46秒4856 東経135度21分03秒9056の地点
 基点19 北緯33度44分42秒6046 東経135度21分03秒3141の地点
 基点20 北緯33度44分41秒2347 東経135度21分03秒2435の地点
 基点21 北緯33度44分40秒6876 東経135度21分03秒3373の地点
 基点22 北緯33度44分40秒7808 東経135度21分04秒3443の地点
 基点23 北緯33度44分40秒3190 東経135度21分04秒4160の地点
 基点24 北緯33度44分39秒8586 東経135度21分04秒7356の地点
 基点25 北緯33度44分39秒5421 東経135度21分05秒2332の地点
 基点26 北緯33度44分39秒4084 東経135度21分05秒8931の地点
 基点27 北緯33度44分39秒5048 東経135度21分06秒5082の地点

基点28	北緯33度44分39秒8001	東経135度21分07秒0555の地点
基点29	北緯33度44分39秒9421	東経135度21分07秒0729の地点
基点30	北緯33度44分40秒5408	東経135度21分06秒5131の地点
基点31	北緯33度44分40秒8813	東経135度21分06秒3376の地点
基点32	北緯33度44分41秒1623	東経135度21分06秒3790の地点
基点33	北緯33度44分41秒4102	東経135度21分06秒5581の地点
基点34	北緯33度44分41秒7176	東経135度21分06秒9868の地点
基点35	北緯33度44分41秒4077	東経135度21分07秒3052の地点
基点36	北緯33度44分41秒6600	東経135度21分07秒6048の地点
基点37	北緯33度44分43秒5806	東経135度21分10秒2795の地点
基点38	北緯33度44分43秒5650	東経135度21分10秒4348の地点
基点39	北緯33度44分36秒8947	東経135度21分17秒2968の地点
基点40	北緯33度44分36秒2615	東経135度21分16秒4100の地点
基点41	北緯33度44分35秒9704	東経135度21分16秒7132の地点
基点42	北緯33度44分35秒7472	東経135度21分16秒9909の地点
基点43	北緯33度44分35秒1134	東経135度21分17秒8764の地点
基点44	北緯33度44分34秒6836	東経135度21分18秒5099の地点
基点45	北緯33度44分34秒3421	東経135度21分18秒9056の地点
基点46	北緯33度44分34秒0601	東経135度21分19秒3168の地点
基点47	北緯33度44分33秒9238	東経135度21分19秒4877の地点
基点48	北緯33度44分33秒7058	東経135度21分19秒6651の地点
基点49	北緯33度44分33秒4838	東経135度21分19秒7733の地点
基点50	北緯33度44分33秒1945	東経135度21分19秒8641の地点
基点51	北緯33度44分33秒3503	東経135度21分20秒5655の地点
基点52	北緯33度44分32秒5012	東経135度21分20秒7665の地点
基点53	北緯33度44分32秒3631	東経135度21分20秒7765の地点
基点54	北緯33度44分32秒2703	東経135度21分20秒7483の地点
基点55	北緯33度44分31秒4430	東経135度21分20秒4534の地点
基点56	北緯33度44分41秒3097	東経135度21分10秒3035の地点
基点57	北緯33度44分38秒1921	東経135度21分05秒9619の地点
基点58	北緯33度44分39秒0918	東経135度21分03秒1743の地点
基点59	北緯33度44分42秒8677	東経135度21分01秒3612の地点
基点60	北緯33度44分46秒9966	東経135度21分02秒4805の地点
基点61	北緯33度44分45秒5384	東経135度20分56秒0104の地点
基点62	北緯33度44分48秒1047	東経135度20分53秒8381の地点
基点63	北緯33度44分46秒0240	東経135度20分46秒6289の地点
基点64	北緯33度44分43秒6969	東経135度20分48秒0428の地点

4 指定区域

基点1から64までの各点を順次結んだ線及び基点64と基点1とを結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第1204号

平成29年和歌山県告示第1203号(海岸保全区域の指定)に基づき、昭和38年和歌山県告示第323号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成29年9月15日

第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

和歌山県告示第1205号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務

(2) 契約期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件のいずれをも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次のいずれかに該当する者であること。

コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) システムアーキテクト

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) ネットワークスペシャリスト

(オ) ITサービスマネージャ

(カ) 情報処理安全確保支援士

イ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ISMS」という。）審査員登録において、主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受け、これを維持している者

(3) 入札公告の日から過去5年間に於いて、国、都道府県、政令指定都市又は和歌山県内市町村との間に、和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務と同種の情報処理分野（一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の電子入札コアシステムを利用したシステム）の構築又は1年以上の運用保守の契約を締結し、かつ、当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(4) 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員又は賛助会員であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）からプライバシーマークを付与されている者又

はISMS（JIS Q 27001：2014（ISO/IEC 27001：2013））の認証を取得している者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

オ 個人にあっては、住民票

カ 印鑑証明書

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書

(ア) 消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

ク 申請時の直前の事業年度における財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 使用印鑑届

コ 2の(2)に掲げる認定、登録等を証する書類の写し

サ 業務実績調書

シ 2の(4)に掲げる会員であることを証する書類の写し

ス 2の(5)に掲げる登録商標の付与又は認証の取得を証する書類の写し

セ 業務実施説明書

ソ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）2システム開発・改良・運用・保守」、「（大分類）6情報処理（小分類）3ハードウェア保守」又は「（大分類）1リース・レンタル（小分類）3事務機器リース・レンタル」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからケまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)のアからウまで、ケ、サ、セ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成29年9月15日（金）から同年10月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成29年9月26日（火）午後5時30分までに和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成29年9月27日（水）から同年10月5日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成29年10月5日（木）午後5時30分までに5に掲げる場所に必着するようにしなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県会計局総務事務集中課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書により平成29年10月16日（月）までに通知するものとする。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成29年10月19日（木）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成29年10月24日（火）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

公 告

公 告

和歌山県労働委員会労働者委員の欠員に伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 推薦資格を有する者

労働者委員の候補者を推薦する資格を有する者は、和歌山県内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であることを和歌山県労働委員会が証明した労働組合とする。

2 推薦される者の資格

労働者委員の候補者に推薦される者の資格については、特別の制限はないが、次の各号のいずれかに該当する者は、労働者委員となることはできない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）等の規定によって兼職禁止等の制限を受ける者

3 推薦方法

労働組合は、別に定める推薦書に労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の和歌山県労働委員会の証明書を添付し、提出すること。

4 推薦書の提出期間

平成29年9月15日から同月29日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する休日を除く。

5 推薦書提出先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画地区計画（直川地区（3）地区計画）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園（3・3・5本町公園、2・2・33京橋親水公園）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成29年9月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成29年度から平成34年度まで

(2) 業務の名称

和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務

(3) 業務の内容

入札説明書による。

(4) 機器設置場所・納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階 情報政策課サーバ室その他県の指定する場所

(5) 業務の期間

契約締結日から平成35年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成29年和歌山県告示第1205号に規定する和歌山県物品電子調達システム機器更新及び運用保守等業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成29年9月15日（金）から同年10月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成29年9月26日（火）午後5時30分までの間に和歌山県会計局総務事務集中課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館2階
和歌山県会計局総務事務集中課入札室

イ 入札日時

平成29年10月25日（水）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札への参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成29年10月24日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付

しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、その代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、その代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県会計局総務事務集中課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2293

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務について調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Subcontract for update, operation, maintenance and lease of the equipment for the electronic procurement system of Wakayama Prefecture

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 25 October 2017 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. 24 October 2017)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2293

FAX 073-441-2288